

社会福祉法人 ひすい福祉会 役員等の報酬の支給に関する規程

制定 平成 7年 4月27日 改正 平成 8年 3月28日
 改正 平成12年12月 1日 改正 平成13年 2月26日
 改正 平成16年 4月 1日 改正 平成19年 5月30日
 改正 平成29年 3月29日 改正 令和 7年 6月20日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひすい福祉会(以下「法人」という。)定款第5条に規定する評議員及び第15条第1項に規定する役員並びに法人評議員選任・解任委員会運営細則第3条第1項に規定する評議員選任・解任委員(事務局員を除く。)(以下「役員等」という。)の報酬額等の支給基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬額)

第2条 役員等の報酬額は、別表のとおりとする。

2 前項の報酬額は、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第39号)第2条に規定する非常勤特別職の職員と役員等の職務等の比較並びに糸魚川市内の社会福祉法人の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬額を比較して定める。

(支給方法)

第3条 報酬の支給日等支給方法は、理事長が別に定める。

(支給の特例)

第4条 報酬が月額で定められている役員等が、新たに選任された場合は、その選任の日から日割計算で支給する。

2 報酬が月額で定められている役員等が、退任した場合は、その退任の日まで日割計算により支給し、死亡した場合は、その月の全額を支給する。

(日割計算)

第5条 前条の規定による日割計算の方法は、月額にその月の在任日数を乗じて得た額をその月の現日数で除して支給額を定める。この場合において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(慰労金)

第6条 役員等の退任に伴う慰労金(死亡による場合を除く。)は次のとおりとする。

(1) 役員の退任に伴う慰労金(職員を兼ねる役員を除く。)

在任期間2年以上 10,000円

1年を増すごとに10,000円を加え、30,000円を限度とする。

(2) 評議員の退任に伴う慰労金

在任期間2年以上4年未満 10,000円

在任期間4年以上 20,000円

附 則

この規程は、平成7年4月27日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年3月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月30日に施行し、平成19年3月2日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年6月20日から施行する。
- 2 改正後の別表中評議員選任・解任委員（事務局員を除く。）の部は、令和7年6月5日から適用する。
- 3 改正後の別表中月額で定められている報酬額は、令和7年7月1日から適用する。
- 4 改正後の第6条第1項第1号中「30,000 円」に改める規定は、令和7年7月1日から適用する。

別表

役 員 等	勤務形態	報 酬 額
理事長	非常勤	月額 30, 000円
理事（職員兼務理事を除く。）	非常勤	月額 6, 000円
監事	非常勤	月額 8, 000円
評議員	非常勤	日額 6, 000円
評議員選任・解任委員（事務局員を除く。）	非常勤	日額 6, 000円